

助成対象について

NO	質問内容	回答
1	横浜市で申請後、他都市へ転居しても助成対象ですか。	申請日において横浜市内に住所を有する方であれば助成対象となります。（決定通知などは申請時の住所に送付するため、郵便局に転居届の届出をお願いいたします。）
2	市外の病院で遺伝カウンセリング、BRCAの遺伝学的検査を受診後、横浜市に転入した場合、助成の申請ができますか。	検査費用の支払日の翌日から起算して1年以内であり、申請日において横浜市内に住所を有する方であれば助成対象となります。
3	第1度近親者が死亡しているため、第2度近親者まで対象を広げることができますか。	本助成の対象は第1度近親者がHBOCであることが条件のため、第2度近親者は対象とはなりません。
4	消費税も助成対象ですか。	自由診療にかかる消費税も助成対象です。
5	遺伝カウンセリングはどこで受けても助成対象となりますか。	厚生労働省から保険医療機関の指定を受け、施設基準の届出において「遺伝カウンセリング加算」及び「BRCA1/2遺伝子検査」の届出がある医療機関であれば、医療機関の所在地が横浜市内、市外を問わず対象となります。 (参考) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kijyun.html
6	BRCAの遺伝学的検査はどこで受けても助成対象となりますか。	厚生労働省から保険医療機関の指定を受け、施設基準の届出において「遺伝カウンセリング加算」及び「BRCA1/2遺伝子検査」の届出がある医療機関で検査を実施したBRCA1/2遺伝子検査、BRCA1/2遺伝子シングルサイト検査、遺伝性腫瘍の原因遺伝子を探るための多遺伝子パネル検査であれば、医療機関の所在地が横浜市内、市外を問わず対象となります。 (参考) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/kijyun.html
7	遺伝カウンセリングを受けて、BRCAの遺伝学的検査を受けなかった場合、助成は可能ですか。	遺伝カウンセリングを受け、BRCAの遺伝学的検査を受けなかった場合は遺伝カウンセリングに要する費用のみ助成を申請することができます。
8	遺伝カウンセリング後、何年か後にBRCAの遺伝学的検査を受けた場合、助成は可能ですか。	遺伝カウンセリングに要した費用は助成済みのため（前問参照）、BRCAの遺伝学的検査費用のみ助成申請できます。
9	サーベイランス等実施医療機関への紹介状にかかる費用は助成可能ですか。	紹介状にかかる費用は助成対象外です。